

LP ガス商慣行見直しに向けた取り組み宣言

株式会社キタハラは、LP ガスが国民生活や産業活動に不可欠な基幹エネルギーであることを十分に認識した上で、安全供給及び保安の確保、ならびに関係法令の遵守により、安心・安全なエネルギーの供給に努めております。

この度、LP ガス業界の商慣行の見直しに向け、液化石油ガス法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことを受けまして、以下の通り法令改正に準じた取り組みを宣言し、LP ガスの取引適正化及び料金の透明化に取り組んでまいります。

【LP ガスの取引適正化及び料金の透明化に向けた取り組みについて】

1. 過大な営業行為の制限

正常な商慣習を超える利益供与や、お客さまの事業者選択を制限する契約の締結は行いません。

2. 三部料金制の徹底

「基本料金」「従量料金」「設備料金」からなる三部料金制を適用し、LP ガス料金の透明化を高めます。尚、賃貸住宅向けの設備費用は、LP ガスをお使いいただくお客さまのガス料金には計上いたしません。

3. LP ガス料金等の情報提供

お客さまはもとより、不動産会社等に対し、今まで以上に積極的にLP ガス料金等の情報提供を実施してまいります。

私たちは、社長を責任者とする管理体制のもと、上記宣言内容を確実に実行してまいります。

2026年2月20日

株式会社キタハラ